

遊水地整備に伴う桜井地区治水まちづくり検討準備会 設置要綱(案)

(設置)

第1条 桜井地区に計画している遊水地整備に係る治水まちづくり検討協議会を設置するまでの諸課題を整理するため、遊水地整備に伴う桜井地区治水まちづくり検討準備会(以下「準備会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 準備会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 遊水地計画に関すること
- (2) 前各号に掲げるもののほか、準備会の任務を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 準備会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の構成団体から選出する。

- (1) 長野県佐久建設事務所
- (2) 佐久市建設部
- (3) 桜井地区区長会
- (4) 桜井地区住民代表
- (5) 桜井地区地権者代表

3 委員は、推薦及び承認により途中から追加することができる。

(準備会会長)

第4条 準備会には準備会会長(以下「会長」という。)を置き、長野県佐久建設事務所整備課長とする。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長を指名する。

2 準備会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 準備会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第 6 条 準備会の業務を処理するため、準備会に事務局を置く。

- 2 事務局は、長野県佐久建設事務所整備課に置く。
- 3 事務局に事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 月 日から施行する。

遊水地計画に関するこれまで頂いたご意見・ご要望・課題

(計画の関係)

＜第4回住民説明会時(令和5年2月27日～3月1日)の取りまとめ＞

- ・営農者に配慮すべき。
- ◆遊水地整備前にやることがある。
- ・南側からの内水氾濫が怖い。
- ◆周囲堤を農道まで下げられないか。
- ・遊水地整備による地元のメリットは。
- ・地区全体の防災体制や地域の活性化は。
- ◆東電第一調整池は利用できないか。

＜遊水地の構造＞

- ・遊水地を農道まで下げたり、複数か所に分けて設置するなど検討できないか。
- ・遊水地の満水位と北桜井区の家屋との高さの関係を知りたい。
- ・増水時に百々川の逃げ場として周囲堤南側に水門を造れないか。
- ・百々川の改修において南側から流入する水は全部呑み込めるか。
- ・御影橋に向かう市道の高さについて、イメージ図(写真)により確認したい。
- ・下水道の付け替え計画の詳細を確認したい。停電時に溢れないか。下水道が逆流して家の中に流入した場合に誰が補償するのか。

「遊水地に関する計画内容」について、検討準備会の中で審議していただき整理する

(維持管理)

- ・周囲堤の草刈り、遊水地内の鳥獣被害は。
- ・遊水地内の敷地利用は。

(用地補償)

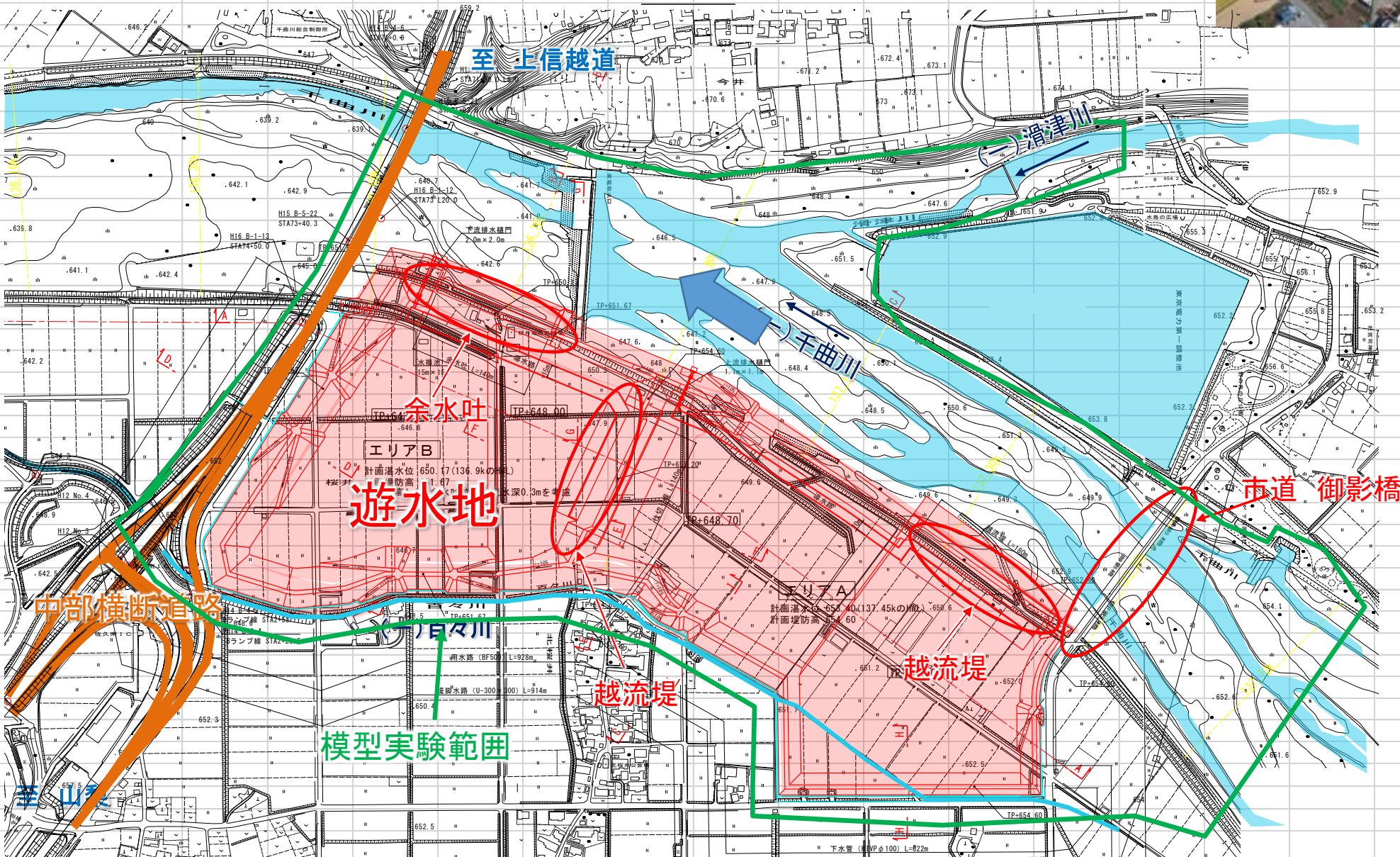
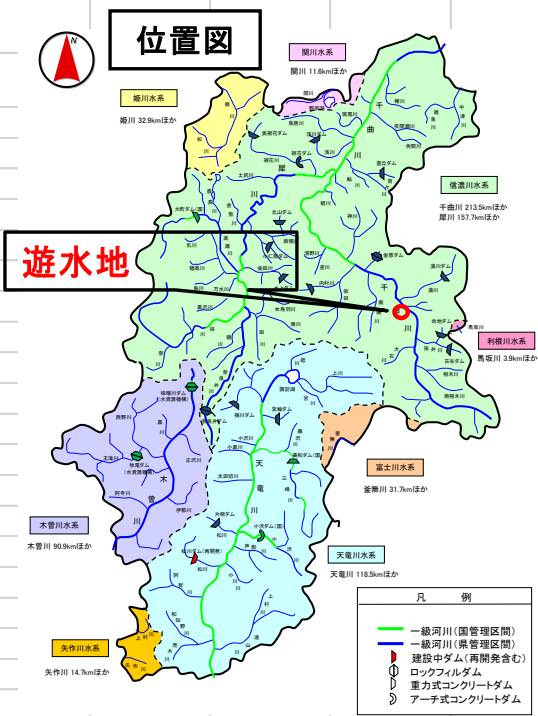
- ・土地代金はいくらか。
- ・建物等はどうなるのか。
- ・代替地を提供して欲しい。

桜井地区で計画している遊水地 概要資料

○施設概要

○令和元年10月の台風19号により甚大な被害が発生した佐久建設事務所管内の（一）谷川、（一）田子川、（一）滑津川では、改良復旧により河川断面の拡幅工事を実施している。

○3河川の改良復旧工事により、千曲川への流入量が増加するため、桜井地区に遊水地を設置し、千曲川の負担増加を解消するものである。

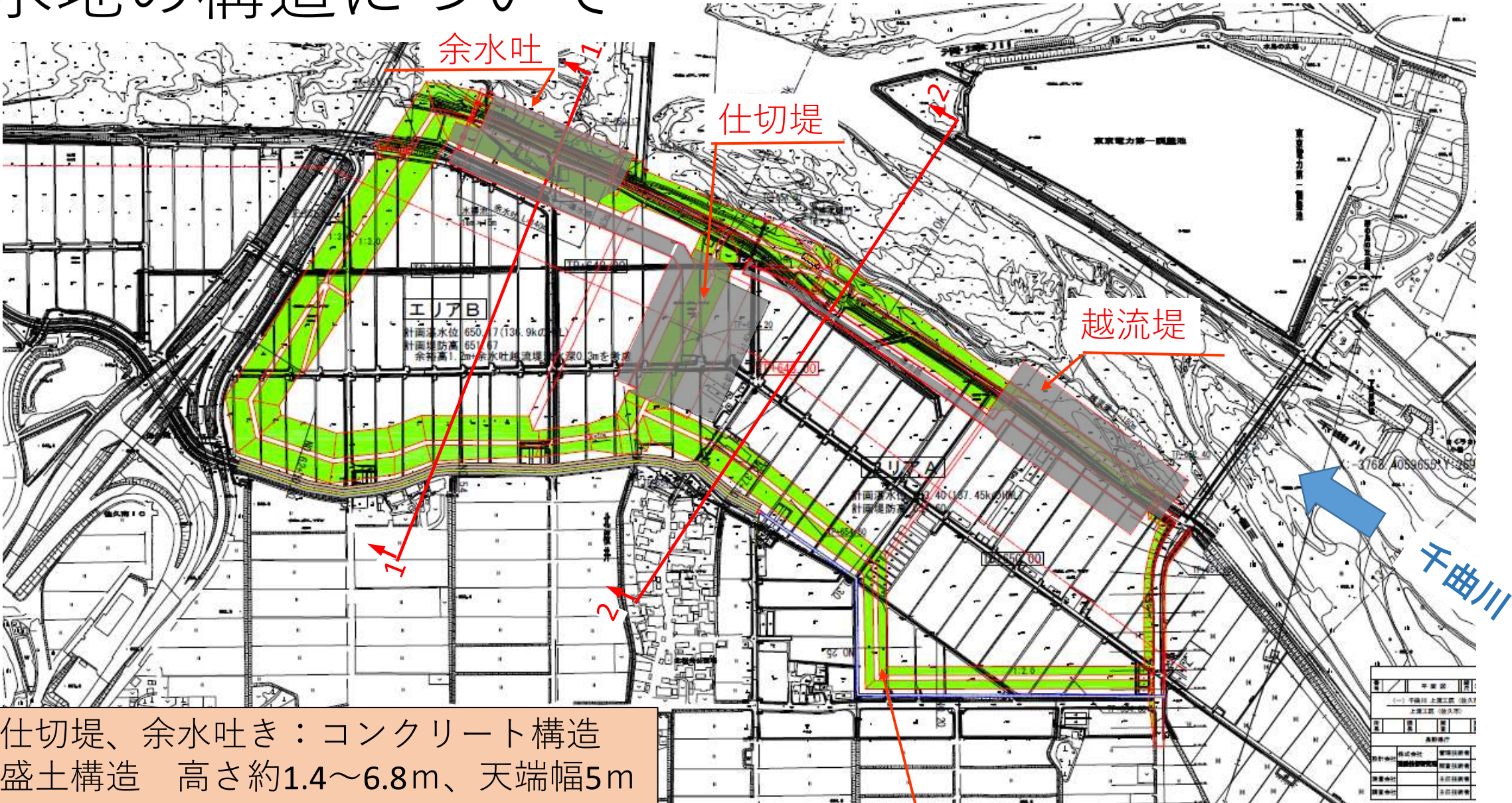


○遊水地概要

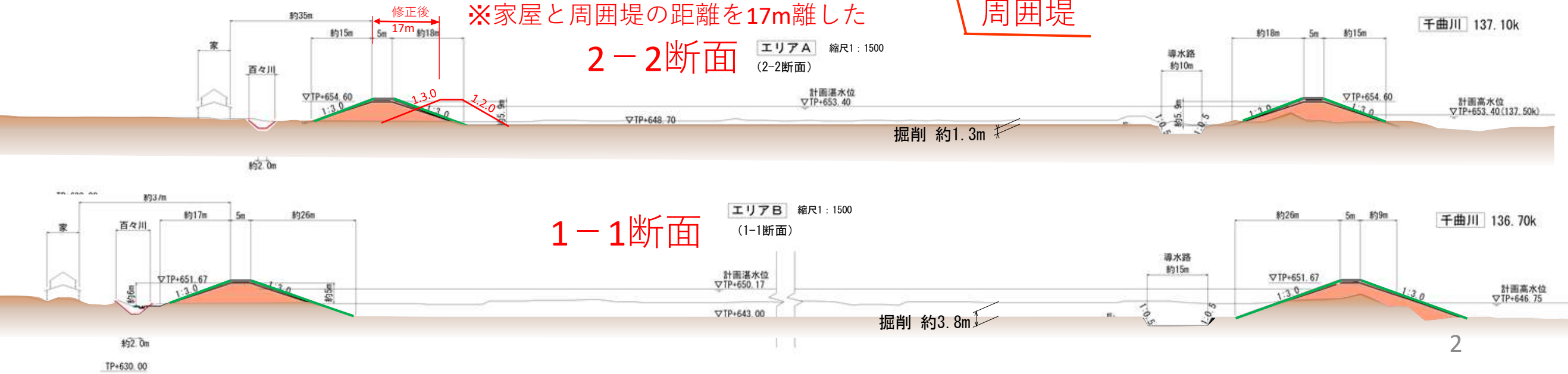
面積 31ha

貯留量 110万m³

遊水地の構造について



越流堤、仕切堤、余水吐き：コンクリート構造
周囲堤：盛土構造 高さ約1.4～6.8m、天端幅5m



遊水地計画地 位置図

- 令和元年東日本台風に対する治水対策として、直轄管理区間において、5箇所の遊水地整備を予定。
- 令和6年度（若しくは令和9年度）までの遊水地事業完成を目指す。



※遊水地は現在計画検討中であり、範囲等は確定したものではありません。 9